

とちぎ社労士 No.99



県会執行部と新入会員との座談会

- ★県会執行部と新入会員との座談会報告
- ★顧客開拓奮闘記
- ★電子申請にあたって
- ★県西支部研修会報告
- ★自己防衛策に潜む“落とし穴”
- ★「ジョブ・カード説明会」における講演報告
- ★労働局からのお知らせ
- ★事務局だより
- ★新入会員ご紹介
- ★編集後記



発行

栃木県社会保険労務士会
宇都宮市鶴田町3492-46
TEL 028 (647) 2028
(ホームページ) <http://tochigi-sr.jp/>
(Eメール) tochigi-sr@tea.ocn.ne.jp
発行人 藤 沼 清 市

県会執行部と新入会員との座談会報告

平成22年度県会執行部と新入会員との座談会が8月12日に社労士会館にて開催されました。今回は14名の新入会員の方にご参加いただきました。

平成18年度から始まったこの座談会ですが、今回で5回目の開催となりました。今回の主な議題として、顧問先開拓の具体的な手法、事務所経営を軌道に乗せるまでの心構え、社労士として業務にあたっての心構え（違法行為へ関与しないことはもちろん、倫理上の問題等）、実務上の質疑応答等が取り上げられました。

また、他県と違った栃木会の特長などの説明が藤沼会長を中心に執行部からなされました。

開会前から活発に名刺交換がなされ、新入会員の方にとって有意義な座談会となったものと思われます。ご参加いただいた会員のうち、4名の方から感想等をご執筆いただきました。



「座談会に参加して」

県央支部 石川 雅 樹

私は現在、開業社労士でも勤務社労士でもない、社労士資格を持っているだけの団体職員です。そのような者がなぜ、今回の座談会に出席させていただいたのかといいますと、同じ時期に社労士登録された方々が今現在、どのような活動をなさっているのか、どんなことで悩まれているのかなど、直接お話を伺うことで開業の実態を肌で感じ取れるのではないかと、良い刺激を受けられるのではないかと考えたからです。

出席された皆さんは、それぞれ自身の目の前の壁に果敢に挑んでいる様子がありありとうかがえ、なにも行動を起こしていない私は恥じ入るばかりでしたが、エネルギーに活動していらっしゃる皆様の話や、執行部の方々の熱のこもったアドバイスを聞くうちに「何としても、ここにおられる皆さんと同じステージに登りたい。」という気持ちが強く湧き上がってきました。とくに、藤沼会長はじめ、役員の皆さんの「社労士の使命」を熱く語る姿には、自分の進むべき方向が間違っていなかったことを再確認することができました。

開業の厳しさなども、いろいろお話いただきましたが、私自身はこの座談会に出席させていただいて、次なるステップへ歩みを進める勇気をいただいたと感じています。大変ありがとうございました。

県央支部 菱田 久子

同期の方と交流を持ちたい、うっとりするようなお噂のみで存じ上げている諸先輩方にお会いしたい、と参加させていただいた座談会は、私にとって、社労士としての心構えや心がけといった原点を見つめなおす大変良い機会となりました。

私たち社労士が扱うのは「人」の問題であること、労務というのは「人」の問題、「人のこころ」の問題だということ、そして喜んでいただけることが私たちの喜びであること・・・そうだなあ、そうありたいと

思って社労士になったのだった、と、少し前の自分に会う事ができました。

「あせらずに地道に経験を積むことが大切であり、成功には近道も裏ワザもない。」とおだやかに、時にユーモアを交えて話される委員の先生方のお話は、開業半年が過ぎて、前へ前へと先のことばかり考え、ともしればあせりやおごりが出てきそうな私への警鐘となりました。まさに今、お話を伺う事が、私の社労士としての大きな仕事だったのだと思います。

このような会を企画いただきましたことを心から感謝申し上げます。



県央支部 箕輪 真理

この度、県会執行部との座談会に参加させて頂き、大先輩からの様々な経験談をお伺いすることができました。社会保険労務士の仕事を始めて、まだ3年しか経験のない私にとって、実務に即した経験談はどれも貴重なもので、率直にお答え頂いたことに大変感謝しております。

印象に残ったことの1つに、『迷ったとき、悩んだときは、決して自分だけで判断しない』というものがありました。まずは自分で調べて、ある程度道筋が見えたとしても、そこで決断をしてしまうのではなく、もう一度念のための確認をすることの重要性を感じました。自己判断だけでは、知識・経験の欠陥、解釈の相違、つい見落としてしまうものなどがあり、結果、顧客に迷惑をかけることにもなりかねない怖さを改めて認識しました。

このような座談会や支部研修会・実務研修会などに参加することで、諸先輩方の貴重なご意見や経験談をお伺いすることができ、とても心強く思います。また、同時に常に自己研鑽に励んでいらっしゃる姿勢にも大変刺激を受けております。時には厳しいご意見を受けることもありますが、貴重な体験だと感じております。

今回、お忙しい中にもかかわらず、このような座談会を開催して頂いた県会執行部、事業委員会の皆様、誠に有難うございました。

県央支部 三村 美奈子

私は登録が8月15日でしたが、一足早くこの座談会に参加させて頂きました。

社会保険労務士会の藤沼会長をはじめ、多くの役員の方々が参加されるとのことでしたので、当日は緊張して社会保険労務士会館のドアを開けました。しかし、役員の方々の皆さんのユーモア交えた話術で、あっという間に緊張もとけていきました。ご自身が社会保険労務士になられた動機、開業当初の体験談、社会保険労務士の現状など、どの話も大変興味深いものでした。

この座談会で多くの先輩方にお会いでき、開業にあたっての勇気を頂きました。私も先輩方に少しでも早く近づけるように努力していきたいと思っております。お忙しい中このような会を催して頂き、本当にありがとうございました。



顧客開拓奮闘記

ここ数年、全国的に開業する社労士の人数が急増しています。栃木県会も例外ではなく先日、行われた県会執行部と新入会員と座談会でも新入会員の方から開拓についての質問が非常に多く取り上げられました。社労士といえども、営業の手法を積極的に学ばなければならない時代になってきていると思われま

す。今回から本誌にて諸先輩方の開拓の体験談を取り上げ、参考にしていただければと思います。

初回は、雇用保険コンサルティング事業の相談企業30数社をすべて飛び込みで開拓する等、無限のバイタリティーを持つ岩田会員（県南支部）と、開業間もなく社労士会セミナーの講師を務める等、まだ開業3年目ながらも、勢いにのっている山川会員（県央支部）から、開拓の経験をご執筆いただきました。

県南支部 岩田伸夫

広報委員会からお盆を前にした8月12日、今月末までの期限で原稿依頼がありました。

内容は顧客開拓の手法や苦労した事例、体験等ということで、お願いしますということでした。ただ、私のやり方は飛び込み営業を中心としたシンプルなものなので、皆様のご参考になるかわかりませんが、以下開業前後の体験談を書いてみました。

◇◇ 顧問先第1号 ◇◇

独立開業の準備として、知り合いとなった、東京のある社労士事務所にお世話になることになりましたが、その間に目ぼしい友人に『独立して社労士事務所を開業するつもりだけれど・・・』という話をしてみました。もちろん開業の暁にはご協力・ご支援を、またお知り合いにもPRを、ということも合わせてお願いしたのは言うまでもありません。

そんな中で、友人の1人から願ってもない話が入ってきました。その話とは、今会社の管理部門のさまざまな項目について見直しを進めているというではないですか。これは社労士として人事・労務部門に関与できるチャンスと考え、早速売り込みをはかりました。

そして、具体的な話は社長と相談して後日返事をするということになりましたが、その時私の得た感触では、ほぼ確実に顧問先になってもらえるなと思えました。後日、社長と面談したとき、契約していただくということで話が決まりました。

何はともあれ、こうして顧問先第1号はすんなりと決まりました。最も実際には、私が社労士事務所を退社してからということで、先方にも了解してもらいましたが・・・。

ところで、顧問先とは、仕事の多寡にかかわらず一般に月決めで報酬をもらえるのですが、この顧問先が増えると収入が定期的に入り、社労士事務所の経営は安定します。これ以外には、仕事を単発で請け負うスポット契約があります。でも最初は来るものは拒まずでやるべきです。依頼を断ったらお客様との接点は切れてしまいます。

◇◇ お茶のみ話の相手に ◇◇

ところで、営業で事業所を回っていると予想もしないことが結構あります。この話は、ある地区の事業所を、重点的に飛び込み訪問をしていたことでした。その日の2番目に訪問した会社なのですが、事務所に誰も人がいなかったので帰ろうとしたところ、後ろの方から声がするので、振り向くとさっき門のところで、草とりをしていたお婆さん（実はこの会社の社長夫人だったのですが・・・）が立っていたのです。

そこで再び事務所に戻り、社労士としての営業だけして帰ればよかったのですが、会社創業時の苦労話から始まり、あれやこれやと息子の嫁の話まで聞かされ、気がついてみたら12時近くになっているではないですか。しかもこの会社、すでに他の社労士が顧問として入っていたのです。

何か「骨折り損のくたびれもうけ」といった感じでした。おかげでこの日の午前中は結局2軒しか回れず、予定がくるってしまいました。しかしここでは商売にならなかったけれど、回りまわってどこかでつながりができればと、思いたいものです。

もっとも、この話から現在6年近くがたちますが、この先の関連の話は来ていません。

ただ、訪問した時は断られたけれども、1年近くたって突然先方から電話があり、顧問となった先もあることをお伝えしておきます。

県南支部 山 川 荘 二

現在でも奮闘中であることに変わりはありませんが、「奮闘記」となれば、やはり開業当初に試行錯誤を重ねていた時の事を書かねばなるまいと思います。

設計技師からの脱サラ開業である私には、当然のことながら経営者の人脈も、そこに繋がるコネなどもなにもありません。まず初めにしなければならぬと考えたことは、「ここに社会保険労務士がいますよ～」と多くの人に知ってもらう必要があるということです。存在が分からなければ、当然仕事をご依頼いただくことなどあり得ないわけです。

アドバルーンをあげるために取り組んだことを列挙しますと、

1. 地元の他士業への挨拶廻り
2. 近隣商工会への挨拶廻り
3. 地元の金融機関への挨拶廻り
4. ホームページの作成
5. 地元企業へのDM配布

こんな感じでしょうか。

1, 2, 3については、国家資格保有者ということでご配慮いただいたのか、無碍に扱われることはないものの、全く会話は弾みませんでした。その時に感じたイメージとしては、入り口からそのまま出口に丁重にご案内いただいたという感じでしょうか。

逆の立場であれば当然のこと、仕方の無い事と思います。「事務所を開きました。どうぞよろしく。」と言われても、当人の力量も分からずどうしようもありません。どなたも、「どこかの事務所にお勤めで、独立されたのですか？」と必ず聞かれましたが、「前職は設計会社でずっと設計をやっていました」と、ありのままに答えておりましたので、きちんと仕事ができるのか不安になるのも当然でしょう。また、「懇意にしている社会保険労務士さんがいますから」というのも、良くあるパターンでした。

全く手ごたえはありませんでしたので、半年くらい経ってから税理士さんにお客様をご紹介いただいたときには驚いてしまいました。

4については、私が何かを購入する時などは必ずネットで調べますので、絶対に必要だと思っていました。ホームページ経由でお問い合わせをいただくという気持ちはあまりなく、名刺交換をしていただいた方がインターネットで検索した際に、追加情報を提供できれば良いという程度の内容です。

5については、上三川町のほとんどの事業所に、事務所便りと1枚物のDMを1年間に渡ってポストイングしました。

ホームページをご覧いただいた方からご連絡いただき、そのまま顧問契約になったこともありましたし、初めての顧問先はDMからのお問い合わせからでした。何が効率が良く、何が結果が出やすいというのは、いまだに全く分かりません。とにかく自分の存在を知ってもらい、お問い合わせがあれば誠実にご相談にお答えすることを日々心がけております。



平成21年社労士会セミナー時の山川会員

電子申請にあたって

労働保険年度更新の電子申請を体験して

県央支部 矢野 機

今年の6月から7月にかけて、年度更新を電子申請でやってみました。私にとっては、年度更新の電子申請は、実は昨年が初めてでした。しかし今年の4月に、それまでは他の手続き申請とは無関係な独立のシステムであったものが、政府全体の電子申請総合システム（「e-Gov」と呼ばれている）に統合されたため、初めての体験に近いものとなりました。

まずは易しい手続きからと思い、一元適用の会社から始めました。そこでe-Gov画面から「年度更新」の手続き画面を呼出し、必要な入力は何かと見ましたら、労働保険番号とアクセスコード（労働局から送られてくる年度更新の申告書の右上に印刷されている8桁の記号）の2つだけでした。

これを入力しますと、対象の会社の申告書が、紙の申告書とほとんど同じ様式で表示されます。そしてそこには、労災保険率・雇用保険料率・昨年の申告済み概算保険料が、すでに記載されています。

後は人数・賃金総額・延納回数を入力すると、保険料を自動計算してくれて申告書は完成です。

ただ問題が2つありまして、まずは延納回数ですが、概算保険料がどんなに少なくても3回延納が可能となっています。これはおかしいと全国から苦情が殺到し、「システム設計の間違い」という釈明がなされていました。2つ目は保険料の納付に関して、電子申請後は電子納付しかできないシステムとなっていて、やはり全国から苦情が殺到し、紙の納付書でもOKということになりました。

ただ電子納付に関しては、システムはそのままですので、電子申請後の処理状況は、たとえ別に納付しても、いつまでも「電子納付待ち」で「処理未了」が続いています。

次に二元適用の建設業の電子申請に挑戦しました。申告書本体は一元適用と同じです。

ただ意外と苦戦をしたのが、一括有期事業完了報告書の作成でした。申告書の作成終了後、添付資料として完了報告書の入力画面を呼び出したのですが、画面の下のほうが見えないので、スクロールしようとした途端にフリーズしてしまい、どうやっても何も動かない。やむなくパソコンを再起動しました。当然本体を含むそれまでの全ての入力が消えて、最初からやり直しとなりました。もう一回挑戦してみましたが、やはり同じでした。

そこでe-Gov窓口に電話して聞いたところ、窓口側でも同じ画面を開いてみたが、何も異常はないとのこと。さらに細かく聞いたところ、この画面は非常に大きいので、全部がダウンロードされるまでにスクロールをすると、フリーズの恐れがあると言われた。

3回目の挑戦は、ダウンロードの時間を稼ぐため、2～3分待ってから画面に触ってみたところ、今度は正常に動いたので一安心しました。

電子申請を体験して分かったことは、間違えても心配することは何もないということ。労働保険に限りませんが、間違った内容を申請した場合は、申請窓口に電話して事情を説明すると、では正しい内容の申請を再度送ってくれと言われます。前の間違った申請はどうなるかという、役所の方で、「内容不正確につき差し戻す」処置をします。それも出ないような酷い間違いのときは、放置しておいて2年間の時効後役所が勝手に消去してくれます。

さらに使い方が分からないときは、e-Gov窓口に電話をすると、結構親切に教えてくれます。

電子申請は、最初は手順を覚えるのに手間がかかり、気楽に使うにはいささか重いですが、自分の都合に合わせて、何時でもできますので、その点では大変有効な手段と思います。皆さんも来年の年度更新は、電子申請に挑戦してみてください。

県西支部研修会報告

研修会について考える

県西支部長 杵 洸 徹

● 研修会とは

私たち士業は、基本的に孤独です。1人で日々の仕事をしています。研修会に参加して横のつながりを造ることは大切なことです。参加しても最初は、誰がベテラン会員で誰が自分と同じ新入会員かの区別ができません。人生の上でのベテランが社労士としてベテランであるとは限りません。色々な人と情報交換し切磋琢磨し刺激を受けることで明日につながります。

社会人になると授業形式の研修会に参加する機会は余りありません。身体が慣れていないと1時間半程度の時間でも苦痛になります。通常の場合講師の責任ではありませんが、ときに講師の責任のときもあります（念のためですが、県会や支部の研修会ではありません）。私は「学ぶこと、は人間の本能の1つだと思っていますので、学ぶ機会（研修会）があることは幸せなことです。子どもから「なぜ勉強するのか？」と問われたら、「本能だから！」と答えます（答える機会がありませんが…）。

● 県会主催と各支部主催

事業委員長は、県会が主催する研修会（実務研修会など）の企画（テーマや講師など）に日夜頭を悩まし、各支部長は、各支部が主催する研修会（支部研修会）の企画に日々頭を悩ましています。また、「支部研修会は、どうあるべきか?」「県会主催の研修会と支部主催の研修会では、取り扱うテーマは区別すべきなのか?」などについても頭を悩まし、4支部長で非公式に集まって話合った事もあります。そして研修会当日は当日で、盛況、かつ無事終了させるために心を配っています。

● 県西支部研修会

県西支部では、私が支部長になってから奇数月に研修会を行っています。それまでは講師2人体制で年2～3回行っていましたが、前半は通常のように講師にお願いし、後半は自由討議に近い形で「情報交換会」として、年6回行っていきます。

県会主催の研修会は新入会員の増加に伴って最近70人近くの出席者がいます。教室形式なので講義を一方的に聴くだけになってしまい、出席者の顔と名前を覚えるのも大変です。県西支部の研修会は20人程度で「口の字」形式なので、顔と名前も一致しやすいと思います。少人数なのが、支部研修会の良いところかもしれません（その反面、出席者が少なくて傷つくこともあります）。

● 参加者をお願いしたい事

立派な社会人に対して失礼かも知れませんが、①申込み期限を守る②申込み後に出席できなくなった場合や当日遅刻する場合などは必ず連絡する③携帯電話はマナーモードに設定する④私語は慎む⑤途中で退席する場合は必ず一言断る、など常識的なことを守っていただければと思います。

その研修会を企画した人や講師を担当する人が、その研修会当日の数時間のために費やした時間について少しでも考慮し行動していただければと思います。

自己防衛策に潜む“落とし穴”

県西支部 杵 洸 徹

厚生年金基金（以下、基金）に加入しているが、重い負担に耐えかねて基金を脱退したいができない（脱退するためには一時的にさらに重い負担がある）ために、自己防衛策としてある時点から後に入社してきた従業員は基金の加入手続きを取っていない事業所や一部の人を除いて基金の喪失手続きを取っている事業所があります。ところが、この方法には大きな「落とし穴」が潜んでいます。

例えば、M社という事業所があります。M社の場合、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんは基金に加入していますが、Eさんは基金に加入していません。基本的な考え方として、基金に加入していない事業所の場合は、厚生年金保険料（被保険者負担分と事業主負担分）の全額を年金事務所（日本年金機構）に納める事になりますが、基金に加入している場合は、厚生年金保険料から代行部分を除いた金額だけを年金事務所に納める事になり、代行部分（普通掛金）に上乗せ部分（加算掛金、事務費掛金など）を加えた額を基金に納める事になります。つまり、給与から控除された厚生年金保険料が1万円だとしますと、基金未加入者の場合はこの1万円を、そのまま（事業所経由で）年金事務所に納める事になりますが、基金加入者の場合は3千500円を基金に納め、残りの6千500円を年金事務所に納める事になります（免除保険料率35%とする）。

会社は毎月各従業員の給与から厚生年金保険料を控除して、会社負担分を加えた額を納めることとなります。M社の場合、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんの4名分（基金加入者）については、年金事務所と基金の両方に保険料を納めていますが、Eさん分（基金未加入者）は年金事務所にしか納めていません（基金ではEさんの存在を把握できません）。

何も問題（不利益）はないように思われますが（Eさんだけ基金に加入させない事自体も問題ではありますが…）、実は「落とし穴」があります。年金事務所はEさんの分も代行部分を控除した額しか受け取っていません。基金にはあくまでも事業所単位で加入しているので、基金に加入している事業所の中に基金に加入している人と加入していない人とが混在していることを想定していません。基金加入事業所であるM社で厚生年金に加入したEさんは、あくまでも基金加入者と判断されてしまいます。基金はもちろん、Eさんの存在は把握できないので、Eさん以外の人の保険料（掛金）しか受け取りません。毎月Eさんの給与から控除した厚生年金保険料のうち代行部分（上記の例で言えば3千500円）が行き場をなくして事業所の財布の中に残る事になります（このことにも気づきにくいシステムになっています）。

お金が残るのだから良いかという違いがあります。Eさんが厚生年金を受給するときには、M社で加入していた期間は代行部分（基本代行部分）を除いて計算した年金額でしか受給できません（年金事務所ではM社在籍期間は、あくまで基金加入期間として計算されます）。基金に加入していれば代行部分と上乗せ部分（基本プラスアルファ部分）とを基金から受給できますが、基金には加入していないのですから当然ながら受給できません（基金としては、EさんはM社には在籍していません）。事業主側に、この「代行部分（基本代行部分）」についての認識不足があります。基金に加入させなくても厚生年金には通常通りに加入しているのだから、通常通り受給できる。一部の従業員を基金に加入させなくても、その従業員に不利益はないと考えていると思われそうですが、実は、通常通り受給できないという不利益が潜んでいるのです。EさんのM社での加入が短期間でなければ無視できない金額になってしまいます。この場合、Eさんは誰に（どこに）、この不利益の補填を求めれば良いのでしょうか？

「ジョブ・カード制度説明会」における講演のご報告

県央支部 古川 史津子

■はじめに

先日、栃木労働局と商工会議所の主催で「ジョブ・カード制度説明会」が開催され、その中で講演をさせて頂く機会がありました。説明会は、ホテル東日本宇都宮（9月7日）と、日光商工会議所（9月16日）の二箇所で開催されました。本日は、その講演についてご報告させていただきます。

■依頼の経緯

まず、講演のお話をいただいた経緯から、ご報告したいと思います。

ある日のことです。宇都宮商工会議所の方から、「ジョブ・カード制度の講演って、できますか？」という電話が、突然かかってきました。ジョブ・カード制度については、少し前に別件で調べたばかりでしたが、でも、どうやって商工会議所はそのことを知ったのでしょうか？

不思議に思い、率直に伺ってみたところ、私が予想したのとは全然違う答えが返ってきました。その答えというのはこうです。随分前のことになりますが、宇都宮商工会議所の会員交流会があり、その席上で自己紹介をしたことがありました。講師選定にあたっていた商工会議所の職員の方が、交流会にいた私のことをたまたま思い出、「とりあえず、聞いてみようか」となったということです。

つまり、私の経験や能力とは関係なく、偶然舞い込んできたお話だったというわけです。ありがたいと思うと同時に、不思議なご縁を感じました。

■心構え

さて、こうしてお引き受けした講演ですが、せっかく声をかけてくださった事務局の方や、来ていただくお客様の期待を裏切るようなことがあってはなりません。それに加え、私が社会保険労務士としての品格や能力を疑われるようなことがあっては、栃木県社会保険労務士会のほかの先生方にまでご迷惑が及ぶこととなります。それらを考え、かなり早くから準備にかかりました。

事務局から事前に寄せられた要望は、主に以下の二点でした。まず、栃木県は他の都道府県と比べて、ジョブ・カード制度の活用が非常に少ないことから、「企業がジョブ・カード制度を活用したいと思うような話をして欲しい」という要望でした。もう一つは、昨年の講師がコーチングの専門家だったので、「今年は志向を変えて、制度や助成金の話を中心にして欲しい」という要望でした。

そこで、この二点を頭に置きながら、私が企業の経営者や人事担当者だったらどういう話を聴きたいかを軸に、構成を考え始めました。

■ジョブ・カード制度について

ご存知の先生方もいらっしゃるかと思いますが、ここで少し、ジョブ・カード制度のご説明をさせていただきます。

ジョブ・カード制度とは、一定の要件に該当する労働者を、企業や教育機関が受け入れて、Off-JTとO-JTを組み合わせた職業訓練を行うという制度です。このジョブ・カード制度のうち、今回の説明会の対象となった訓練は、「有期実習型訓練」というものでした。「有期実習型訓練」は、企業が主体となって、正社員経験の少ない新規採用者か、あるいは、自分の会社の短時間労働者を対象に、3～6ヶ月の間、Off-JTとO-JTを組み合わせた職業訓練を実施するというものです。

訓練生にとっては、企業に雇用されながら教育訓練が受けられるという点が大きなメリットです。訓練を終了した後、仮にその会社で採用されなかったとしても、本人のジョブ・カードに訓練履歴として記載されるので、次の就職活動に役立てることができます。

一方、企業にとってもメリットがあります。まず、訓練期間中の賃金や、訓練に要した経費については、「キャリア形成促進助成金」で補うことができるので、腰を据えて人材育成を行うことができます。また、有期の訓練生として受け入れている期間中に、その人の適性や能力を見極めることができるので、最初から正社員として雇用するよりも、ミスマッチのリスクを軽減することができます。さらに、こうした公的制度を使って人材育成を行うことで、「人材育成を積極的に行っている会社」ということが証明され、これを企業のPRに活用することもできます。

■普及を阻んでいるもの

このように、「有期実習型訓練」は、訓練対象者だけではなく、導入企業にとってもメリットの大きい制度です。でも、その一方で、これほど普及しないのには、何か理由があるはずですが、もし、企業にとってデメリットの部分があるならば、講演ではその点もきちんとお伝えするのが誠意だと考えました。

そこで、制度を活用したことがある企業へのヒアリングのほか、雇用能力開発機構の担当者や、東京にいる制度に詳しい社会保険労務士の先輩にも話を聴きに行きました。

私にできる範囲での限られた調査なので、あまり大それたことは言えないのですが、こうした調査の結果、活用されていない理由は制度自体が知られていないからであり、デメリットがあるからではないと思われました。

ある程度、制度が普及している地域では、人材ビジネスの会社がその一役を担っていることも分かりました。たとえば東京には、このジョブ・カード制度を営業ツールとして使い、最終的に有料求人広告のビジネスに繋げている会社がありました。また、Off-JTを請け負う研修会社が、積極的に企業にアプローチをしているケースもありました。

このほか、普及を妨げる要因としては、書類の作成が面倒だという点も考えられました。でも、実際は、商工会議所にあるジョブ・カードセンターがかなりの部分を手伝ってくれますし、私たち社会保険労務士も力になれる部分です。その点を理解してもらえば、書類作成はデメリットに入らないのではないかと思います。

以上のようなことがわかりましたので、講演では自信をもって企業にメリットを伝えようと思いました。

■講演当日

いよいよ、宇都宮での講演の日となりました。家で最後の一人リハーサルを終え、PCをバッグに入れるために電源を落とそうとしたとき、事件が起きました。それまで順調に動いていたPCの画面が、どんなに調整しても薄暗いままなのです。これではスクリーンに映し出しても、見えづらいのは明らかです。あろうことか、こんな大切な日に、液晶が寿命を迎えてしまったのです。まだ時間の余裕はありましたが、予期せぬ出来事に焦りました。なんとか気持ちを落ち着けて、もう1台のラップトップPCにデータを移して事なきを得ましたが、今考えてもドキドキします。

宇都宮で開催された9月7日は、ものすごい猛暑日でした。それでも、事務局のご尽力のお蔭で、多くの企業の方が参加してくださいました。その中に、ある金融機関の方の姿がありました。じつは、2年ほど前にセミナーを自主開催したとき、なんと参加者がたった一人で、マンツーマンで講義をするという事態が起きました(笑)。そのときのお客様が、来てくださったのです。当時の私の惨めな姿を知っているだけに、「今日はホッとしましたよ。よかったですね～」と声をかけてくださり、何とも感慨深い気がしました。

また、私が尊敬する社労士の先生も、わざわざ聴きに来てくださいました。会場に時折、しらっとした空

気が流れたときでも、その先生だけはこちらを見て、微笑んだり、頷いたりしてくれて、とても励まして頂きました。先生には、この場をお借りして、心から感謝申し上げます。

じつは、宇都宮では、ちょっとしたアクシデントがありました。前のプログラムが長引いて、全体の時間が押してしまったにも関わらず、私が予定通り1時間の講演をしてしまったために、終了の時間をだいぶ過ぎてしまったのです。時間が押してしまった場合は、講演時間を短縮することを事務局と相談しておくべきだったと、深く反省しました。

日光で開催された9月16日は、大変な豪雨でした。日光会場には、それほど大勢のお客様が集まったわけではありませんでした。こんな豪雨の中、お越し頂いたかと思うと、一人一人にお礼を言いたい気持ちで一杯になりました。日光では、宇都宮のときに説明が長くなってしまったり、逆に足りなかったりしたところを修正しながら、一生懸命お話しさせて頂きました。時間も予定通り終了することができました。

日光会場にも、ある社労士の大先輩が来てくださいました。直接お会いするのは初めてでしたが、私はお顔を拝見して、すぐにその先生だということが分かりました。時間がなくてご挨拶ができませんでしたが、稚拙な話を最後まで聴いてくださって、本当にありがとうございました。この場をお借りして、心からお礼申し上げます。

■むすびにかえて

ジョブ・カード制度の講演のお話は、たまたまのご縁で頂いたお仕事でした。必ずしも得意分野ではありませんでしたが、準備を進めるうちに、いろいろなことを勉強することができました。また、講演当日も、経験からしか学べないことがたくさんありました。

このような機会を私に与えてくださった商工会議所の皆様や、お越しくくださった企業の皆様に、改めて感謝申し上げます。

また、このジョブ・カード制度の講演は、全国各地で行われているようなのですが、他の都道府県では社会保険労務士がやっている例はあまりありません。それもこれも、県内で社会保険労務士の地位をしっかりと確立してくださった栃木県社会保険労務士会の先輩方のお蔭だと思っております。

まだまだ未熟者ではありますが、一生懸命精進して参りたいと思っておりますので、今後ともご指導ご鞭撻の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。



※詳しくはこちら <http://www.mhlw.go.jp/seisaku/dl/13a.pdf>

栃木労働局からのお知らせ

石綿による疾病は、
数十年前の仕事でも発症します。

- もう一度思い出してください。
 - 過去に石綿を取り扱う仕事をしていたことはありませんか。
または、
 - 過去に仕事で石綿を吸い込んだ可能性はありませんか。
- 今、お体は大丈夫ですか。
 - 息切れ、せき、胸が苦しい等の症状が出ていませんか。
※石綿による疾病では、呼吸器系の症状がよく現れます。
 - 中皮腫、肺がん等の病気で療養されていませんか。
※石綿を吸い込んだ方に発症することのある病気です。
- ご家族などで…
 - 中皮腫、肺がん等で亡くなられた方はいませんか。

お心当たりのある方は、最寄りの労働基準監督署又は
都道府県労働局に、ご遠慮なくご相談ください。

石綿による疾病と認められた場合、
労災保険給付又は特別遺族給付金を受けられる場合があります。



石綿による疾病に
気づいていない方を探しています。



※特別遺族給付金の請求期限は、平成24年3月27日までです。
平成18年3月26日までに石綿による疾病で亡くなった労働者のご遺族で、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受ける権利が消滅した方が対象です。

※労災保険給付の請求についても請求期限(時効)があります。
療養補償給付・休業補償給付の時効は2年、遺族補償給付の時効は5年です。

※石綿の業務に従事していた場合、健康管理手帳が交付され、健康診断を受けられる場合があります。
※労災保険の給付対象とならない方の救済給付については、独立行政法人労働再生保全機構
ホームページ(<http://www.erca.go.jp/asbestos/>)をご参照ください。

仕事や症状の種類は、厚生労働省ホームページの「石綿情報」をご参照ください。
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/index.html>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  厚生労働省

●表面のチェック事項に少しでもお心当たりのある方

まずは、お近くの労働基準監督署・都道府県労働局にご相談ください。

●石綿による疾病(☆)で療養や休業を必要とする労働者(※1)の方

(☆)石綿との関連が明らかな疾病として、①石綿肺、②肺がん、③中皮腫、④良性石綿胸水、⑤びまん性胸膜肥厚があります。

- 労働基準監督署で労災保険法に基づく療養補償給付や休業補償給付の請求手続きを行ってください。
- 過去の療養や休業についても、2年以内であれば請求できます。
- 疾病が仕事上のもの(※2)と認められた場合には、上記給付の支給対象となります。

石綿を原因とする病気について、労災保険の支給対象に該当しない場合でも、救済給付(環境再生保全機構から給付)の対象となる場合があります。
救済給付の申請については、下記問い合わせ先をご参照ください。

●石綿による疾病で亡くなられた労働者(※1)のご遺族の方

●労働者(※1)が亡くなった日の翌日から5年を経過していない場合

- 労働基準監督署で労災保険法に基づく遺族補償給付の請求手続きを行ってください。仕事による疾病(※2)で亡くなられたことが認められた場合には、上記給付金の支給対象となります。
- 遺族補償給付の請求権の時効は、亡くなった日の翌日から起算して5年となっておりますので、お早めに請求手続きを行ってください。

●労働者(※1)が亡くなった日の翌日から5年を経過した場合

- 労働基準監督署で石綿救済法に基づく特別遺族給付金(★)の請求手続きを行ってください。仕事による疾病(※2)で亡くなられたことが認められた場合には、上記給付金の支給対象となります。

(★)特別遺族給付金は平成18年3月26日までに亡くなった労働者(※1)のご遺族の方に限り支給される給付金です。

- 特別遺族給付金の請求期限は平成24年3月27日までですので、お早めに請求手続きを行ってください。

石綿を原因とする病気について、遺族補償給付、特別遺族給付金の支給対象に該当しない場合でも、救済給付の対象となる場合があります。なお、救済給付の請求期限は、平成18年3月26日以前に亡くなられた場合には、平成24年3月27日までですので、お早めに請求手続きを行ってください。
救済給付の申請については、下記問い合わせ先をご参照ください。

労災保険又は特別遺族給付金についてのお問い合わせ先：労働基準監督署・都道府県労働局
救済給付についてのお問い合わせ先：独立行政法人環境再生保全機構 (☎0120-389-931 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>)、
環境省地方環境事務所及び最寄りの保健所等でも受け付けています。

(※1) 特別加入者も含まれます。

(※2) 特別加入者を除き、労働者としての仕事による疾病に限ります。



平成22年10月1日から労働基準監督署内の課名が変更になりました

《足利署・大田原署》

(現 行) (変更後)

第一課 ⇒ 「監督課」

主な業務内容：監督業務及び庶務業務

第二課 ⇒ 「安全衛生課」

主な業務内容：安全衛生業務

第三課 ⇒ 「労災課」

主な業務内容：労災補償業務

《鹿沼署・日光署・真岡署》

(現行) (変更後)

第一課 ⇒ 「監督課」

主な業務内容：監督業務及び庶務業務

第二課 ⇒ 「労災・安衛課」

主な業務内容：労災補償業務及び安全衛生業務

※宇都宮署及び栃木署につきましては、変更がありません。

